

業庫第16号(例)  
2025年3月21日

代理店引受金融機関本部  
(電子収納承認先)

御中

歳入代理店引受金融機関本部  
(電子収納承認先)

日本銀行業務局

「日本銀行国庫金電子収納事務取扱手続」の一部改正に関する件

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)の施行により、2025年4月1日をもって年金特別会計の所管が厚生労働省単独に変更となることに伴い、標題規程(平成16年1月7日付業庫第2号別紙)の一部を別紙のとおり改正し、2025年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

以上

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ  
03-3279-1111(代表)  
池邊(内線6079)、由比(内線3341)

「日本銀行国庫金電子収納事務取扱手続」中一部改正

○ I 2. (4) を横線のとおり改める。

(4) 年金特別会計（~~内閣府及び~~厚生労働省所管）の健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、船員保険料および国民年金保険料